

学校危機管理の手引（令和6年7月改訂） 新旧対照表

改 訂 後	現 行
<p>第2部 事項別危機管理の要点 第4章 教職員 第2 性暴力</p>	<p>第2部 事項別危機管理の要点 第4章 教職員 第2 性暴力</p>
<p>P93 1 未然防止のポイント 〔略〕</p>	<p>P93 1 未然防止のポイント 〔略〕</p>
<p>P93 2 関係通知等 〔略〕</p>	<p>P93 2 関係通知等 〔略〕</p>
<p>P94 3 相談を受けたときの対応</p> <p><u>児童生徒からの相談は、いつ・どこで・どのような場面で話しかけられるか分からないことに留意すること。</u> <u>普段から「児童生徒から性暴力等の被害を相談されるかもしれない」という意識を持ち、相談があったときの対応方法を校内で共有しておく必要がある。</u> <u>また、目ごろから児童生徒の身体的状況や言動のほか、保護者の様子に気を配り、気になる点や変わった点等がないか、把握することに努めておくことが大切である。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最小限の聴き取り</u> 教職員等が、児童生徒から相談を受けたときは、<u>児童生徒に対する質問や確認は「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」等、最小限の内容に留めること。児童生徒が話した内容を受け止め、「いつ」「どこで」「どのように」児童生徒が相談に来たのか、また、相談したときの話しぶりや、「誰が」「誰に」「どうした」という事実を記録する。</u> <u>児童生徒から語られた言葉のままを正確に記録すること。</u> ・ <u>情報共有への同意</u> </div>	<p>〔新設〕</p>


改訂後	現 行
<p>児童生徒に「重要なことであるから校長先生に報告する」と共有する旨と共有する範囲を明確にし、理解を得ることが重要である。児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する必要性や範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することについての同意を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職等への報告等 相談を受けた教職員等は、児童生徒から相談を受けた場合は、必ず管理職へ直接報告する。 報告を受けた管理職は、4 相談を受けたときに留意することに沿った対応をとる。 詳細な聴き取り 詳細な聴き取りについては、教育委員会や警察等の関係機関と連携・相談のうえ警察等が実施し、教職員等は行わない。 	
<p>P94, 95</p> <p>4 相談を受けたときに留意すること</p> <p>児童生徒から最初に被害を打ち明けられた際は、事情聴取のように細かく聞かない。</p> <p>ただし、勇気をもって打ち明けた児童生徒が、相談をないがしろにされたと感じないように、真摯に傾聴すること。相談内容を過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。</p> <p>被害の聴き取りは、原則として同性が行うことが望ましいが、被害を受けたとされる児童生徒が直接打ち明けるということは、当該教職員等との信頼関係があると考えられるため、最低限の聴き取りは、同性か異性かを問わず、直接打ち明けられた者が行って差し支えない。</p> <p>ただし、教職員等による詳細な聴き取りは行わない。詳細な聴き取りは、「司法面接」で行う。「司法面接」とは、子どもの心理的負担を軽減し、何度も聞くことによる誘導や暗示等のおそれを排除するために、被害にあった子どもや目撃した子どもから話を聞く場合には、訓練された聴取者が、誘導ではない聞き方をするというもので、各機関の代表者が聞く「代表者聴取」（共同面接）で行われる。そのため、被害が発覚したら、教職員等周囲の大人は、児童生徒に被害の詳細を聞かず、速やかに、警察等と連携し、司法面接での聴取を行う必要がある。</p>	<p>〔新設〕</p>

改訂後	現 行
<p>○留意するポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>可能な限り同性の教職員等が聴き取る。</u> ・ <u>児童生徒の訴えを否定しない。</u> ・ <u>勇気を出して話してくれたことへの感謝を伝える。</u> ・ <u>同性間であっても性暴力はありうると心得る。</u> ・ <u>根掘り葉掘り聞かない。無理やり話させない。</u> ・ <u>児童生徒が話せる範囲で「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」だけを聴く。（細かい聴き取りは専門家に任せる。）</u> ・ <u>児童生徒の話す内容や話しているときの様子を細かく記録する。</u> →記録は、性的な表現であっても曖昧にすることなく児童生徒が語ったとおりに記録する。 ・ <u>児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することの同意を得る。</u> ・ <u>言ってはいけない言葉</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>児童生徒を責めている（と受け取られかねない）言葉</u> 例：「あなたが誘ったのでは？」「泣いてばかりでいないで、ちゃんと説明して」など ■ <u>「なぜ？」と非難しているように聞こえる言葉</u> 例：「どうして逃げなかったの？」「どうして付いて行ったの？」など ■ <u>被害を矮小化するなど、児童生徒の心理を理解しない言葉</u> 例：「早く元気になりましょう」「つらいことは忘れましょう」「辛いのはよくわかるよ」「時間が解決してくれる」など ■ <u>驚きを示す言葉</u> 例：「本当なの？」「どうして？」「嘘でしょう？」など ■ <u>相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度）</u> 例：「〇〇先生に相談してください」「保護者に伝えてください」「私では手に負えません」「忙しいから後にして」「（複数回にわたる被害の聴取りにおいて）時間がないから、次の話に行きましょう」など ■ <u>感情的な言葉（態度）</u> 例：「××先生のやったことは、絶対に許せない！！」 「（児童生徒に対して）かわいそうだね」など 	

改 訂 後				現 行			
<p>■無責任な言葉（できない約束はしない） 例：「○○先生は明日から学校に来ないよ」「誰にも言わないよ」 「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ。」など</p>							
<p>P96</p> <p style="text-align: center;"><u>性暴力発生・把握時の対応</u></p>				<p>P94</p> <p style="text-align: center;"><u>性暴力発生・把握時の対応</u></p>			
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒	対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<p><発生時の危機管理></p> <p>○ 事件発生・把握</p> <p>○ 対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事実の整理、確認 対応方針の決定・指示 教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議） 関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等） 加害教職員を隔離させ、事実確認、その後自宅待機の指示（※児童生徒と直ちに引き離す。） 保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等） 保護者への謝罪と今 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職へ報告 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察（注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える 被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよ 	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒への最小限の聴き取り（児童生徒と信頼関係がある教職員で行う） 詳細な聴き取りは司法面接で行う 被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する 信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り 	<p><発生時の危機管理></p> <p>○ 事件発生・把握</p> <p>○ 対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事実の整理、確認 対応方針の決定・指示 教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議） 関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等） 加害教職員を隔離させ、事実確認、その後自宅待機の指示（※児童生徒と直ちに引き離す。） 保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等） 保護者への謝罪と今 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職へ報告 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察（注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える 被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよ 	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒への事情聴取（児童生徒と同性教職員を含む複数人で行う） _____ _____ 被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する 信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り

改訂後				現行			
	<p>後の対応説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会の指示により、警察へ通報 ・ 教育委員会へ報告書を提出 ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（被害児童生徒の家庭訪問等） <p>（※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急カウンセラー派遣要請 ・ 報道機関等への対応 ・ （必要に応じて）全校集会、保護者会 	<p>う注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施 			<p>後の対応説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会の指示により、警察へ通報 ・ 教育委員会へ報告書を提出 ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応（被害児童生徒の家庭訪問等） <p>（※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急カウンセラー派遣要請 ・ 報道機関等への対応 ・ （必要に応じて）全校集会、保護者会 	<p>う注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施 	
<p><事後の危機管理></p> <p>[略]</p> <p>(注) [略]</p>	[略]	[略]	[略]	<p><事後の危機管理></p> <p>[略]</p> <p>(注) [略]</p>	[略]	[略]	[略]
<p>P96</p> <p>【発生時の連絡経路図】 報告様式：「事故報告書」</p> <pre> graph LR A[市町村立学校] --> B[市町村教育委員会] B --> C[県教育事務所] D[県立学校] --> E[県学校企画課] C --> E </pre>				<p>P94</p> <p>【発生時の連絡経路図】</p> <pre> graph LR A[市町村立学校] --> B[市町村教育委員会] B --> C[県教育事務所] D[県立学校] --> E[県学校企画課] C --> E </pre>			

改 訂 後	現 行																
P96 【県教育委員会担当課】 〔略〕	P94 【県教育委員会担当課】 〔略〕																
P109 <p style="text-align: center;">危機事案項目と報告様式一覧</p> 第1部 学校における危機管理 〔略〕 第2部 事項別危機管理の要点 第1章 学校保健・学校給食 〔略〕 第2章 学校安全 〔略〕 P111 第3章 学校生活上の問題 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">第1 いじめ</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">・ 各教育委員会 の報告様式</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">事態の発生に関する</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関</td> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">・ 重大事態は、文部科学省の様式1、様式2、様式3の使用可</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">教育指導課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事態の発生に関する</td> <td style="text-align: center;">【様式3】いじめ重大事態の再調査の開始</td> </tr> </table> 第2～第7 〔略〕	第1 いじめ	・ 各教育委員会 の報告様式	事態の発生に関する	【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関	・ 重大事態は、文部科学省の様式1、様式2、様式3の使用可	教育指導課	事態の発生に関する	【様式3】いじめ重大事態の再調査の開始	P107 <p style="text-align: center;">危機事案項目と報告様式一覧</p> 第1部 学校における危機管理 〔略〕 第2部 事項別危機管理の要点 第1章 学校保健・学校給食 〔略〕 第2章 学校安全 〔略〕 P109 第3章 学校生活上の問題 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">第1 いじめ</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">・ 各教育委員会 の報告様式</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">事態の発生に関する</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関</td> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">・ 重大事態は、文部科学省の様式1、様式2 _____の使用可</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">教育指導課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事態の発生に関する</td> <td style="text-align: center;">【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関</td> </tr> </table> 第2～第7 〔略〕	第1 いじめ	・ 各教育委員会 の報告様式	事態の発生に関する	【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関	・ 重大事態は、文部科学省の様式1、様式2 _____の使用可	教育指導課	事態の発生に関する	【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関
第1 いじめ			・ 各教育委員会 の報告様式	事態の発生に関する			【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関	・ 重大事態は、文部科学省の様式1、様式2、様式3の使用可	教育指導課								
	事態の発生に関する	【様式3】いじめ重大事態の再調査の開始															
第1 いじめ	・ 各教育委員会 の報告様式	事態の発生に関する	【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関	・ 重大事態は、文部科学省の様式1、様式2 _____の使用可	教育指導課												
		事態の発生に関する	【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関														

改 訂 後					現 行						
第4章 教職員 第1 〔略〕					第4章 教職員 第1 〔略〕						
	第2 性暴力	<ul style="list-style-type: none"> 体罰・セクシュアル・ハラスメントに関する事故報告書（様式第28号） 義務は各市町村の定めるサービス規定による（参考）サービス規則（例）様式第41号 	 様式第28号_体罰・セクシュアル・ハラスメン	—	学校企画課		第2 性暴力	—	—	—	—
第3～第6 〔略〕					第3～第6 〔略〕						